

和歌山県人権施策基本方針 (改定案)

和歌山県

《 目 次 》

はじめに

1 基本方針の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	1
(1) 国際的動向	1
(2) 国内の動向	2
(3) 本県での取組	4

第1章 基本的考え方

1 人権施策の基本理念	6
2 基本方針の位置づけ	6

第2章 人権施策の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進	7
2 人権教育・啓発の推進	7
(1) 人権教育・啓発の基本的方向	7
(2) 人権教育の基本的な取組	8
(3) 人権啓発の基本的な取組	10
(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化	11
(5) 人材の育成と調査・研究の推進	11
3 相談・支援・救済の推進	12
(1) 相談・支援体制の充実・強化	12
(2) 救済体制の整備	12

第3章 分野別施策の推進

1 環境と人権	14
2 情報と人権	15
3 災害と人権	17
4 女性の人権	18
5 子どもの人権	22
6 高齢者の人権	29
7 障害のある人の人権	33
8 同和問題	39
9 外国人の人権	43
10 感染症(ハンセン病、HIV等)・難病患者等の人権	46

1 1 犯罪被害者等の人権	5 0
1 2 さまざまな人権	5 3

第 4 章 施策の総合的な推進

1 人権行政の推進体制等の整備	5 7
（1）県の推進体制	5 7
（2）（公財）和歌山県人権啓発センターの充実	5 7
（3）国、市町村、関係団体等との連携	5 7
（4）県民、企業、NPO等との連携・協働	5 8
2 人権施策等の公表と基本方針の見直し	5 8
（1）情報の収集と提供	5 8
（2）施策の点検・評価	5 9
（3）基本方針の見直し	5 9

はじめに

1 基本方針の趣旨

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが必要です。また、その権利の行使には、当然責任を伴います。本県では、このような社会の実現を図るため、平成14年（2002年）4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。条例に基づき、平成16年（2004年）8月に「和歌山県人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、平成22年（2010年）2月には改定を行い、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

しかし、依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、さまざまな人権問題が発生しています。

特に、いじめや女性への暴力、子どもへの虐待といった問題が顕著になるとともに、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）などの問題も多くなっています。また、スマートフォンやSNS^(*)の急速な普及により、インターネット上での人権侵害が多様化しています。

そのため、これまでの取組の成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、基本方針の改定を行いました。

2 人権をめぐる国内外の動向

（1）国際的動向

20世紀において、人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となりました。このことへの反省を込め、昭和23年（1948年）、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、国際連合（以下「国連」という。）総会において「^(*)世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「^(*)国際人権規約」のほか「^(*)あらゆる

形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)、^(*)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、^(*)「児童の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ、人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生するなど、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

このような厳しい国際社会の状況を受けて、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、さまざまな取組が進められてきました。

ところが、その取組によっても状況は好転せず、世界各地では地域紛争やテロにより、多くの犠牲者が出ています。「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た国際社会ですが、今、再び「人権の尊重が平和の基礎である」ということを、世界の共通の認識として再確認する機運が高まりました。

このような中、国連では、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための国連10年行動計画」を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。また、平成18年(2006年)には^(*)「**障害者の権利に関する条約**」(以下「障害者権利条約」という。)を、平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。

(2) 国内の動向

わが国においては、昭和22年(1947年)に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が施行され、昭和31年(1956年)には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。平成26年(2014年)1月には、

障害者の人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を推進することを目的とする「障害者権利条約」を批准しました。

また、わが国では、部落差別という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決こそが人々を真に人権に目覚めさせ、これを確立する基になるとの考えから、長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たし、この同和问题解決に向けての取組があらゆる差別の撤廃、人権問題の解決へと向かわせたと言えます。

そして、実態的差別がほぼ解消されたとして特別対策の終了を迎える中で、平成8年（1996年）5月、「地域改善対策協議会意見具申」では、同和问题に関する教育・啓発を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきものとし、また、同和问题をわが国の人権問題における重要な柱と捉え、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。この流れの中で「人権擁護施策推進法」の制定や『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画の策定がなされ、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。

また、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成12年（2000年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23年（2011年）には「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

また、人権侵害による被害を救済するための新たな制度が検討されているところです。

このほかにも、以下の個別の人権関係法の施行などにより、さまざまな取組が積極的に進められています。

主な人権関係法の施行等	年 度
「障害者基本法」施行	平成5年（1993年）
「高齢者社会対策基本法」施行	平成7年（1995年）
「男女共同参画社会基本法」施行	平成11年（1999年）
「児童虐待の防止等に関する法律」施行	平成12年（2000年）
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	平成13年（2001年）
「犯罪被害者等基本法」施行	平成17年（2005年）
「発達障害者支援法」施行	平成17年（2005年）
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	平成18年（2006年）
「障害者自立支援法」施行	平成18年（2006年）
「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	平成21年（2009年）
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	平成21年（2009年）
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	平成24年（2012年）
「障害者総合支援法」施行	平成25年（2013年）
「いじめ防止対策推進法」施行	平成25年（2013年）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年施行）	平成25年（2013年）

（3）本県での取組

本県においても、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年（1952年）には、県議会議員による差別事件を契機として、差別の実態や原因を正しく把握し、その解決のために積極的に取り組む人を育成しようとする方向を取り始めました。

また同年、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同研究委員会を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

なお、同和問題解決に向けての教育・啓発の取組については、国の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」として再構築し、従来よりその範囲を広げながら、その内容に即した形で新しい取組を行ってきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

そして、平成14年（2002年）には、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、人権行政の政策提言機能の充実を図るため「^(*)和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、平成16年（2004年）には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、平成22年（2010年）には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

また、あらゆる人権に関する教育啓発の拠点として「^(*)公益財団法人和歌山県人権啓発センター」（以下「人権啓発センター」という。）を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進してきました。

第1章 基本的考え方

1 人権施策の基本理念

本県の人権施策の基本理念は、条例がめざす、和歌山県に住み、働き、集い、学び、活動するすべての人の人権が尊重される次のような社会を創造することです。そのため、人権に関する教育・啓発、差別解消のための諸事業をはじめ、さまざまな分野における人権施策を国及び市町村と連携し、県民、企業、団体との協働により総合的に推進します。

- すべての人が、互いに、人間としての尊厳を何よりも大切に認め合う社会
- 一人ひとりが、それぞれの違いを認め合い、偏見を持たず、差別することなく、思いやりを持って、共に生きる平和な社会
- 人がその努力によって、自由に自己実現を図れる、公平な機会が保障された、希望の持てる明るい社会
- すべての人が、自然を大切にする、豊かな心をいだく社会

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示しています。

県が策定している既存の各種計画に基づき施策を行う場合、または今後新たに各種計画を策定したり、既存の施策の見直しを行う際には、この基本方針の趣旨を尊重し、整合性を図るものとします。

市町村に対しては、この基本方針の趣旨に沿いつつ、地域の特性に応じた幅広い各種施策を行うよう働きかけます。

また、県民や企業、民間団体等に対しても、その生活や活動の中で、一人ひとりが人権尊重の精神を基本として、自主的かつ積極的に取り組むよう働きかけます。

第2章 人権施策の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政は、県民一人ひとりの幸せ実現のため、自己実現や自立を支援し、そのための環境を整えることを目的としています。したがって、県が行うすべての業務は、人権と関わっており、常に人権の尊重を念頭に置きつつ行われるべきです。

このため、人権尊重の視点に立った取組を全庁的に推進する専門部局である人権局を中心に、各所属に配置した人権施策推進担当者と連携して、県行政におけるあらゆる分野で、総合的な取組を推進します。

具体的には、人権の保障を基本においた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度などの点検・見直しを行います。そのため、県民が意見を表明する機会を確保するなど、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県民ニーズの県政への反映に積極的に取り組めます。

また、各種申請等に対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施や個人情報の保護など、人権を重んじた取組を推進します。

以上のような取組を推進するためには、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが必要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努めます。そして、職員の採用等にあっても、人権尊重の視点から適切に対処します。

2 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の基本的方向

人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、そして共に生きることの重要性について、理性及び感性の両面からの理解を深めるとともに、社会に現に生起している問題に対応できるような力を身につけることが大切です。そのため、人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別の視点からのアプローチとの両方を組み合わせることが効果的です。また、

対象者の年齢層・発達段階に応じながら、日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、さまざまな創意工夫を凝らしていくことが必要です。

このような認識にたって、人権教育・啓発の実施にあたっては、県民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体等と連携し、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

(2) 人権教育の基本的な取組

本県においては、同和教育に取り組むことで、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度を育むなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、今なお、さまざまな人権問題が存在しており、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ十分に定着していない面が見られます。

これらのことから、すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につけることをめざした教育を、生涯学習の視点に立って推進します。

ア 家庭における人権教育

家庭における教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、いのちを大切にすする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むという点で、すべての教育の出発点となる重要なものです。

保護者が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが必要です。

このような認識のもと、関係行政機関や民間団体等と連携しながら、以下の取組を推進します。

- 保護者と子どもが共に人権感覚を身につけられるような保護者の学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実など、家庭教育への支援を図ります。

イ 学校教育における人権教育

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることを通じて人権尊重の精神を養っていく必要があります。

幼稚園・保育所においては、遊びや動植物とのふれあいなどを通して幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。

小・中・高等学校及び^(*)特別支援学校においては、一人ひとりの違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、人権について理解を深め、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが態度や行動に現れるような実践力を育成することが必要です。

また、大学等については、人権尊重の理念についての理解を更に深め、社会の中に活かしていく力を開発することをめざした人権教育を一層促進することが必要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 学校における人権教育の指導計画の充実や指導方法等の工夫改善の取組を支援します。
- 社会教育との連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 各学校が、人権の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、養成・採用・研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の確保に努めます。

ウ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 公民館などの社会教育施設を中心として、学校や^(*)NPO等の民間団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、社会奉仕体験や自然体験など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及

に努めます。

- 地域社会における人権教育の推進体制の充実を図るため、指導者の養成及び、資質の向上に努めます。

(3) 人権啓発の基本的な取組

人権啓発は、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性や、人権を侵害された場合に救済を受けるための制度がどのようになっているかなどについて正しく認識し、日常生活の中でこれらの認識が態度や行動に確実に根付くようにすることを目的としており、その内容や実施方法については、県民の理解と共感を得られるものであることが必要です。

このことから、内容的には、人権に関わる国内法令や国際条約などの基本的な知識の習得を図る啓発や、自他の生命の尊さや他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発が求められています。また、実施方法については、対象者の理解度に応じたものとする必要があり、具体的な事例を活用した啓発、参加型・体験型の啓発などが求められています。

本県においては、人権文化創造のための情報発信基地である人権啓発センターと連携し、人権尊重の精神が地域に広く定着するよう次のとおり、より一層効果的な啓発活動を推進します。

ア 県民への啓発

- 県民全体の人権意識の高揚を図るため、人権啓発センターと連携するなどして、人権に関する情報の収集や発信、啓発資料の作成、マスメディアを活用した啓発、参加型・体験型による各種研修及び専門職員による人権相談業務などを通して県民への啓発を総合的に実施していきます。
- 各人権課題について、民間団体等と連携しながら積極的に啓発に取り組みます。
- 国の地方機関や市町村等と連携して人権啓発活動を推進することとし、^(*)「**和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会**」による啓発活動の充実を図ります。

イ 企業等への啓発

企業等が社会的責任を果たす上で、人権が尊重される職場づくりや、環境及び個人情報保護など人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題で

す。しかし、職場においては、いじめ、嫌がらせなどの「ハラスメント」の発生が多くなっていることや長時間労働、不当解雇や自主的な退職に追い込まれること等が問題となっています。また、企業活動による環境への悪影響や個人情報情報の漏洩などが問題となっています。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 企業等に対して、ハラスメント防止等に向けた取組をはじめとする人権が尊重される職場づくりや個人情報保護など、人権尊重の視点に立った企業活動の推進のため、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。また、そのために必要な研修会・講演会の開催、啓発資料や情報の提供、研修講師の派遣などを行うことにより、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援します。
- 国・県・市町村等と連携・協力した人権啓発活動の取組を企業等に働きかけます。
- 採用にあたっては公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう、国と連携しながら啓発を推進します。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

人権教育や啓発を通じて県民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 職場研修などの各種研修によって、行政職員・教職員・社会教育関係職員・警察職員・消防職員や医療・福祉関係職員などに対する人権教育・啓発のより一層の充実・強化を図ります。
- 研修指導者の養成や研修に必要な情報の提供に努めます。

(5) 人材の育成と調査・研究の推進

県民が、さまざまな場において人権に関する学習・実践をしようとするとき、それを支援するための人材の育成と調査・研究の推進が重要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 講師の派遣要請に応じるため講師団の充実に努めます。
- 人権教育・啓発が地域・職場等に浸透するよう、NPO等の民間団体と連携を図りながら指導者の育成に努めます。

- 現状の人権意識の調査・分析などを通して教育・啓発に関する手法や体系についての研究を進め、それぞれの地域や理解度に応じた啓発や、マスメディアの活用など効果的な人権教育・啓発に努めます。

3 相談・支援・救済の推進

(1) 相談・支援体制の充実・強化

本県では、人権に関する相談に対応するため、人権局、振興局及び人権啓発センターにさまざまな人権の相談に対応する窓口を設置しています。

個別的な課題の相談については、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談をはじめ、外国人の生活相談、感染症や難病に関する相談、警察安全相談など各種相談窓口を設置して対応しています。

また、市町村や社会福祉関係などの各種団体も関係の相談窓口を設け、それぞれ相談を受け付けています。

しかし、人権意識の高まりなどによる相談件数の増加や内容の多様化・複雑化などにより、相談・支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められていることから、以下のような取組を推進します。

- 県民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるよう、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報について積極的に周知を図ります。
- 人権を侵害された、または侵害されている被害者が、安心して相談ができるように、相談者のプライバシーに配慮するとともに、相談の場所や時間、方法などを十分考慮した、相談体制の充実を図ります。
- 県の各相談・支援機関が、人権に関するさまざまな相談に対して、迅速かつ適切に対応できるよう、各相談員や関係職員に対し研修を行い、資質の向上に努めるとともに、「^(*)和歌山県人権相談ネットワーク協議会」を通して各相談・支援機関の連携強化を図ります。
- 多様化・複雑化する人権問題について個別の相談・支援機関だけでは相談・支援を完結することは困難なため、国・市町村、弁護士会、NPO等民間支援団体等との相互の連携・協力を図ります。

(2) 救済体制の整備

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、地方法務局及び人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件の調査処理、最終的な紛争解決手段である

裁判制度のほか、労働問題、公害、^(*)配偶者等からの暴力、児童、高齢者及び障害のある人に対する虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための特別の仕組みがあります。

本県では、緊急に避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人の一時保護や自立支援等の取組を行っているほか、さまざまな人権侵害について各分野の相談機関が専門的に対応し、救済を図っています。

なお、さまざまな分野の人権問題に関わる^{ひぼう}誹謗、^{ちゅうしやう}中傷、^{きひ}忌避、排除などの人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつ、事件に対応するための体制を整備し、行為者への啓発や話し合いへの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供などを行うことにより、救済の一助とすることとしています。

具体的には、原則としてその発生した区域の市町村が処理委員会を設置するなどして、関係機関と連携を図りつつ、主体的にその解決に当たります。

また、特に問題性の大きなものや一市町村で対応が困難なものなど、広域的に取り組む必要がある人権侵害事件については、県庁内に編成する処理対策会議が、第三者で構成する「^(*)和歌山県人権侵害事件対策委員会」から必要に応じて助言を受けながら解決に努めます。

そして、人権局は、これら人権侵害事件の対応にあっては中心となって、県の人権問題関係課室や関係機関との調整機能を果たすとともに、個別分野における救済機関等で対応された事件を含めて総合的に把握し、人権教育・啓発への活用を図ることとしています。

しかしながら、以上のような既存の救済体制だけでは、現在の多様化・複雑化する人権問題について、簡易、迅速、柔軟な対応や傷つけられた被害者の心を満たす真の意味での被害者の救済とは言えないところがあり、行政による新たな救済体制を整備することが必要と考えられます。

このような認識のもと、人権擁護推進審議会が出した「人権救済制度の在り方について(答申)」に基づく救済に必要な実効性のある法制度を早期に整備するよう国に対して要望するとともに、相談支援の強化等の人権侵害に対する救済手法の充実など、被害者の視点からより有効な救済を図るよう一層取り組んでいきます。

第3章 分野別施策の推進

本章においては、「環境と人権」「情報と人権」「災害と人権」「女性の人権」「子どもの人権」「高齢者の人権」「障害のある人の人権」「同和問題」など、昨今の人権に関わる重要課題を分野別施策として取り上げ、その課題解決のための施策の基本的方向を示しています。これらの人権課題は、現実社会の中で互いに重なり合って存在しており、このことを十分認識したうえで施策を実施していくものとします。

1 環境と人権

(1) 現状と課題

近代における産業社会の発展は、暮らしに便利さを追い求める人々の欲求を背景に、利益優先の生産活動とも相まって、大気汚染や水質汚濁などさまざまな公害や乱開発による自然破壊を引き起こしました。こうした生活環境や自然環境の破壊を未然に防ぐことは、現在及び将来の生命と健康を守るために大変重要です。

今日、環境問題は、特定の産業や企業の生産活動を原因として発生するものだけではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生する問題へと拡大しています。

そして、これらを原因とする温室効果ガスの増加による^(*)地球温暖化やフロンによる^(*)オゾン層の破壊、ダイオキシン類などの化学物質問題などは、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題として認識されるようになっていきます。

特に、地球温暖化に対応するため、国際的には「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」において、先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」に代わり、すべての国や地域が参加して2020年から始める新たな枠組みが議論されています。国内にあっては、「地球温暖化対策推進法」や「省エネ法」、「循環型社会形成推進基本法」などの施行により地球温暖化対策を実施しています。

また、本県では、産業廃棄物の不適正な処理によって、土壌がダイオキシン類に汚染されるという問題が生じました。この問題に対して、有識者や地元住民からなる対策協議会を立ち上げ、汚染された土壌の無害化処理を現地でい

ました。

(2) 基本的な取組

本県では、平成9年(1997年)10月に「和歌山県環境基本条例」を、平成19年(2007年)3月に「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定しました。また、県民や企業等に対して、^(*)アイドリング・ストップ等の^(*)エコドライブの推進や省エネ家電の普及等の省エネルギーの推進に向けた普及啓発を行うとともに、日照時間が長い本県の特徴を活かした太陽光発電等の導入を促進します。さらに、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う森林について、間伐等の森林整備を推進するとともに、^(*)「企業の森」など、県民や企業等の多様な主体による森林保全活動を支援します。

かけがえのない地球の環境を守りお互いの生命と生活を守るためには、環境問題は重要な人権問題であるとの認識に立って、新しい社会経済システムの再構築や一人ひとりの価値観・生活スタイルの転換が必要となっていることから、本県では、人権尊重の視点に立った環境保全意識の向上と環境教育などに積極的に取り組んでいきます。

2 情報と人権

○ プライバシーの保護

(1) 現状と課題

情報産業の発達に伴って、他人に知られたくない個人の私生活上の秘密が、自分の知らないうちに集められ、利用される心配や、それが国や企業などに管理されるのではないかという心配が広がってきたことから、私生活を他人にのぞかれず、秘密にしておきたいという「プライバシーの権利」が主張されるようになりました。今日、個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

近年、高度情報通信社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する個人情報、大量に流出する事件が相次いで発生しています。

さらには、住民票の写し等や企業が保有する顧客情報等の様々な個人情報が不正に取得され、売買されるという事件も発生しています。

国においては、平成15年(2003年)5月に「個人情報の保護に関する法律」等を制定し、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取扱いを義務づけていま

す。また、平成19年(2007年)には「住民基本台帳法」等が改正され、住民票の写し等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

(2) 基本的な取組

本県では、県や事業者が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項や、県が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止を求める権利を定めた「和歌山県個人情報保護条例」を平成15年(2003年)7月から施行しています。また、県民が安心・信頼して行政サービスを利用できるようにするとともに、継続的かつ安定的な行政事務の実施を確保するため、「和歌山県^(*)情報セキュリティ基本方針」などを定めています。これらの適正な運用や遵守により、個人の権利利益の保護を今後一層図っていきます。加えて、住民票の写し等の不正取得を未然に防止する取組を市町村と連携し進めています。

他方、本県では、平成13年(2001年)10月から「和歌山県情報公開条例」を施行し、県民の「知る権利」の尊重に努めていますが、情報公開が個人の正当な権利利益を侵害することのないよう個人情報の適切な保護に努めます。

○ インターネット上の人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、SNSやホームページ、ブログ、電子掲示板に個人や集団等を誹謗・中傷^{ひぼう ちゆうしやう}する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、平成14年(2002年)5月には、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合、^(*)プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行されました。

また、これにあわせてプロバイダ業界では、削除要請の手続きや判断基準等をまとめた「プロバイダ責任制限法^{めいよきそん}名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を、平成19年(2007年)2月には、発信者情報開示請求の手続きや判断基準等をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組も行われています。

(2) 基本的な取組

本県では、インターネット上の人権侵害に対し、プロバイダ等への削除依頼に関する対応規程を整備し、地方法務局や市町村等の関係機関と連携しながら迅速に対応するなど、被害の拡大防止を図っています。

しかし、不特定多数の者への誹謗・中傷等^{ひぼう ちゆうしやう}については、プロバイダ責任制限法の対象にならないなどの課題もあり、有効な手段がとれない状況にあることを踏まえ、国に対して、実効性のある法的措置を含め、適切な対策が講じられるよう求めています。

また、インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりがお互いの人権を尊重することについての理解を深めるとともに、情報の収集・管理・発信における遵守すべき情報モラルや情報リテラシーを身につけられるよう教育・啓発を推進します。

3 災害と人権

(1) 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大災害となりました。また、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、未だに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難所の運営等で高齢者、障害のある人、女性などへの配慮に欠いた事例が報告されており、また、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染等の風評被害など、災害時における人権問題が顕在化しました。

本県においても、同年9月に起きた紀伊半島大水害において、多くの命が失われ、長期間の避難所生活を余儀なくされた方が多数おられました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震においても甚大な被害が起こりうると考えられております。

このため、災害時においても人権が十分に尊重されるよう取組を推進していく必要があります。

(2) 基本的な取組

本県では、「自助」「共助」「公助」を基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村が相互に連携を図りながらその責務と役割を果たすことを基本理

念とし、災害から生命、身体及び財産を守るため「和歌山県防災対策推進条例」を平成20年（2008年）4月に制定しました。

災害時等においても県民一人ひとりが互いに人権への配慮ができるよう、人権の視点に立った防災対策を実施します。

^(*) **災害時要援護者**について、県では平成20年（2008年）6月に「和歌山県災害時要援護者支援マニュアル」を、平成25年（2013年）3月に「災害時要援護者避難支援ハンドブック」を作成し、要援護者の特性に応じ十分な配慮を行い、情報伝達手段や避難支援体制の整備を行うこととし、国及び市町村等と連携を図り、県民の命を守り、地域の安心・安全体制の強化を図ります。

4 女性の人権

（1）現状と課題

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければなりません。

「日本国憲法」は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第24条）。

女性は、男性とは違った身体的特徴を持つことから、時には男性とは違った配慮を必要とすることがありますが、性別の違いを理由として、自らの能力や個性を制限されたり否定されたりするものではありません。また、女性には、自らの意思で社会のあらゆる分野での活動に参画し、その能力を発揮できる機会が確保されなければなりません。

昭和54年（1979年）に国連において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）では、女性に対する差別が依然として存在していることを指摘したうえで、男女の固定的な性別役割分担の是正や男女がともに育児に責任を負うことなどを求めています。

特に、固定的な性別役割分担意識や制度のもとで、政策・方針の決定過程への女性の参画が妨げられる、就職や職場において男女間に格差がある、育児や介護の負担が女性にかかるなどの問題があります。日本は国際的にみても依然として男女格差が大きく、先進国の中でも非常に低い順位となっています。

また、配偶者等からの暴力、^(*) **セクシュアル・ハラスメント**（性的いやがらせ）、^(*) 性犯罪、売買春、^(*) **ストーカー行為**などの女性に対する重大な人権侵害が社会的

な問題となっています。

こうした女性に対する暴力的行為の背景には、男性優位の意識や男女間の経済力の格差などの社会意識や構造が存在します。

男女間の格差の是正や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保するためには、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現する必要があります。

本県では、平成14年（2002年）4月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画のための基本理念を定めるとともに、男女共同参画を総合的・計画的に推進するため「和歌山県男女共同参画基本計画」を平成15年（2003年）3月に策定、その後平成19年（2007年）3月、平成24年（2012年）3月と2度の改定を行い、男女の人権が尊重され、男女がともに生きやすい「元気な和歌山」の実現をめざしています。

（２） 基本的方向

女性の人権と尊厳が重んじられ、差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保される社会を実現するためには、女性であることを理由に社会における活動が制約されることがないように取り組みます。

本県では「男女共同参画基本計画」のもと、男女共同参画や人権について啓発や教育を進めるとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進することで、「元気な和歌山」の実現に向けた取組を推進します。

女性に対する精神的暴力や身体的暴力は重大な人権侵害です。女性に対する暴力の根絶に向け、相談支援体制の充実を図るとともに、積極的、厳正な対応をしていきます。また、妊娠・出産期における健康支援など、女性の直面するライフサイクル上のさまざまな課題に対する取組を推進します。

（３） 基本的な取組

ア 元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

- ① 家庭や地域、職場などのあらゆる分野で、すべての男女が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮し、互いに支え合う社会づくりを進めます。

男女共同参画社会への取組を通じ、一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに生きやすい地域社会の実現をめざします

② 農林水産業や商工業等において、女性は、地域活動や生産・経営活動の中で男性とともに責任や役割を果たしていますが、その責任や役割に見合った意見の反映が十分になされていません。そのため、地域活動や生産・経営活動における方針決定へ女性が参画できる環境づくりを推進します。

③ 男女共同参画社会を築いていくためには、次世代を担う子ども達への男女平等を推進する教育が欠かせないものとなっています。

学校教育全体を通じ、人権尊重や男女平等について発達段階に応じた指導の充実を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育むよう努めます。

また、親やこれから親になろうとする人が、男女共同参画の視点に立った家庭教育ができるよう学習機会の提供に努めます。

さらに、主体的に考え、男女共同参画の視点で行動できる人材の育成を図るため、学習機会の確保と内容の充実に努めるとともに、女性の社会参画を促進するための支援に努めます。

④ 男女共同参画に向けての環境を整えるために必要な取組を把握するため、調査・研究し、その成果を県及び市町村の施策へ反映できるよう努めます。

また、男女共同参画について、県民が身近な問題として捉えることができるように広報・啓発活動を進めるとともに、女性の人権に関する相談体制の充実に努めます。

イ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

① 県の設置する審議会等への女性委員の登用が進むよう取り組みます。

また、女性職員の採用・登用等に努め、県の政策・方針決定過程への女性の参画を促し、女性の意見を政策に反映しやすくします。

② 住民にとって身近な政策を決定する立場にある市町村の審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用が進むように市町村に協力を依頼するとともに、市町村の政策・方針決定過程への男女共同参画の取組を支援します。

また、民間企業・団体等の方針決定過程への男女共同参画を促進するために、女性が能力を発揮しやすい環境づくりのための情報提供や啓発を行います。

③ 東日本大震災では、避難所において女性用の物資が不足したり、授乳や着替えのための場所がないなど、女性に対する配慮にかける現状が報告されました。県や市町村の防災会議など女性の参画は非常に少ないのが現状

であり、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震に備えるためにも、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の参画推進に努めます。

ウ 働く場と家庭における男女共同参画の推進

① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るために、「女性労働者が、性別により差別されることなく、かつ母性が尊重されつつ充実した職業生活を営むことができる」という「男女雇用機会均等法」の基本理念について労働者、事業者双方に周知するとともに、国の関係機関等と連携しながら雇用実態の把握に努めます。

② 起業や再就職等をめざす女性に対し、相談や情報提供等を通じた支援に努めます。

また、近年はパートタイム労働者、派遣労働者等非正規雇用が増加しており、就業形態に応じた労働条件の向上が図られるよう、関係法規の周知や労働相談の充実等の支援を行います。

③ 育児・介護休業法の周知を図るとともに、労働者が育児・介護休業を取得しやすく、復帰しやすい職場づくりや、仕事と子育て・介護を両立しやすくする各種制度の普及・充実に向けた取組を行います。

④ 家庭、職場、地域、学校等が互いに連携しながら、子どもを産み育てることができる環境を整備するため、保育サービスの充実や^(*)ファミリーサポートセンターの設置促進、子育て相談など子育て支援策を積極的に進めていきます。

⑤ ライフスタイルが多様化し女性の社会進出が進む今日でも、家事や育児、介護等の家庭生活における責任の多くは、依然として女性により担われています。家庭生活の責任は、男女双方が担うべきであるということを啓発します。

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、相談窓口の機能強化や相談機関の連携を強化するなど相談体制の充実を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などに基づき、配偶者等からの暴力的行為への厳正な対応、被害者の保護や自立支援を行います。

また、中・高校生への^(*)デートDV防止教育など若年期から予防のための

取組を進めます。

- ② セクシュアル・ハラスメントのない安心して働くことのできる職場づくりに向けて、啓発や防止に向けた取組を行います。

学校や地域社会等、職場以外のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止についても、「セクシュアル・ハラスメントは女性に対する人権侵害である」ということを、あらゆる機会を捉えて、啓発を行います。

また、県内事業所のモデルとなるよう県職員に対する研修を実施するなど、率先した取組を進めます。

- ③ 性犯罪やストーカー行為などの発生を防ぐ環境づくりと被害者である女性への配慮ある対応を強化し、性犯罪対策を推進します。

また、性暴力被害者の相談を受け、心身の回復を図れるよう関係機関と連携して緊急医療や心のケアなどの総合的な支援を行います。

- ④ 女性に対する暴力を助長したり、連想させる表現や、過度の性的な表現が各種メディアに多く存在する中、これらの表現が女性の人権を侵害したり、侵害するおそれのあることを周知・啓発します。

オ 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- ① 男女互いの性が尊重され、妊娠・出産をはじめ性と生殖に関し、男女それぞれの意見が尊重されることの重要性を啓発します。また、学童期から男女互いの人権を尊重する意識づくりに努めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を実施し、妊娠や出産など性についての正しい知識の普及を図ります。

- ② 女性は男性と異なり妊娠・出産をする可能性があり、それらに起因する健康上の問題に直面します。女性の健康をめぐるさまざまな問題について、相談体制を整備するとともに、女性の生涯にわたる健康支援を行います。

5 子どもの人権

(1) 現状と課題

わが国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」、昭和26年（1951年）には「児童憲章」が制定され、すべての子どもの幸福を図るために児童福祉施策が進められてきました。しかし、永らく、子どもは未熟な存在であり保護されるべき客体にすぎないと考えられてきました。

平成6年（1994年）「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもは大人と同じ権利の行使主体であると同時に成長を保障されるべき権利を有すること、そのために必要かつ重要な子どもの最善の利益を確保するため、子どもには意見表明権があることが明らかにされました。

こうした中、本県でも「次世代育成支援対策推進法」に基づく和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」や「和歌山県子どもを虐待から守る条例」に基づく「和歌山県子ども虐待防止基本計画」、また「わかやま青少年プラン」を策定し、子どもの人権が尊重され、健やかに生まれ育つため、育成環境の整備・支援等のさまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。本県においても^(*)児童虐待の増加は大きな問題となっており、平成25年度の本県児童相談所における児童虐待相談受付件数は793件で、過去最多となっています。

その社会的背景としては、核家族化の進行など家庭環境の変化や地域社会のつながりの希薄化などがあげられ、子育て家庭が親族の援助を受けられなかったり、地域から孤立することによって子育てへの不安や負担が大きくなっていること、経済的不安定などにより親のストレスが増加するなどさまざまな要因が考えられます。一方、被虐待経験が少年非行などの問題行動や将来の虐待行動につながる例も少なくないと言われており、児童虐待への取組は重要な課題の一つです。

さらに、親の経済的不安定などにより、子どもの教育格差が生じたり健康で文化的な生活が送れなくなること、また、このような状態の世代間連鎖等、子どもの貧困が問題となっています。平成26年（2014年）1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、教育、生活の支援などに取り組むこととされています。

また、近年少年非行についても、低年齢化や凶悪化などをめぐってさまざまな議論がなされています。少年非行を起こす子どもについては、育ってきた環境や抱えている問題はさまざまであり一様に捉えることはできませんが、全体的な特徴として、規範意識や人とのコミュニケーション能力が低く、感情や行動をコントロールする力が弱いことが指摘されています。また、自己肯定感が低く人との愛着関係の形成に支障が生じていることがうかがわれ、これらが相

互に関係しながら社会への不適應につながっているという考え方があり、子どもの人権という観点からもこの問題を捉えていく必要があります。

さらに、インターネットや携帯電話等の普及と利用者の拡大に伴った児童買春等性的搾取さくしゆの急増、シンナー・薬物乱用のまん延、学校への不登校、体罰・いじめ、「学級崩壊」と言われる現象や(*)ひきこもりなど、子どもの人権を侵害する問題はさまざまな形で現れています。

特に、出会い系サイトの利用に起因した児童買春事件等の犯罪が急増し、平成15年（2003年）9月に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）が施行されました。

その後、児童の被害者数は、一旦減少したものの、平成18年（2006年）には被害児童数は再び増加に転じたことから、出会い系サイト事業者に対する規制等を強化するため、平成23年（2011年）6月に同法一部改正法が施行されました。

また、(*)学校裏サイトといった匿名掲示板やコミュニティサイトなどを利用した誹謗中傷ひぼうちゆうしょう事案の増加、おいせつ画像を含むアダルトサイト、自殺関連サイト等の有害サイトの乱立により、簡単にアクセスし、個人情報を書き込んでトラブルになるなど、子どもたちの被害は依然として多発しています。

このため、平成21年（2009年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

同法が施行されたことに伴い、平成24年（2012年）7月に和歌山県青少年健全育成条例を改正施行し、(*)フィルタリングの普及促進と保護者等との連携による青少年の(*)ネットモラルの向上のため、啓発活動等に取り組んでいます。

さらに、近年は、通学も就業もしていない若年無業者やひきこもりなど社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者が増加し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じています。

そのため、本県では、平成24年（2012年）3月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「和歌山県子ども・若者計画」を策定し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関の連携により、困難を有する子ども・若者を含むすべての子ども・若者の健やかな成長と自立支援に取り組んでいるところです。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童等の生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。いじめが大きな社会問題化したこ

とを受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定により、いじめの防止等のための対策に関する国の基本的な行動計画が示されました。本県では、いじめの防止等のための県の行動計画を示した「和歌山県いじめ防止基本方針」を平成26年(2014年)3月に策定しました。いじめは、人間の尊厳、人権侵害に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。また、子どもは社会の財産であり、いじめにより辛く苦しい思いをしている子どもを一刻も早く救うために、学校・教職員だけではなく、保護者をはじめ県民一人ひとりが真剣にこの問題と向き合い、社会総がかりで対応することが必要です。

家庭や地域、学校、また行政の取組において、子どもの意見表明権を含む子どもの参加の権利を認め、尊重するという意識は、いまだ十分とはいえない状況です。子どもは、未来の社会を築いていく存在であると同時に、大人と同じく現在の社会を構成する一員です。したがって、子どもたちの意見を行政の諸分野においてどのように受けとめ、対応していくかも課題の一つです。

(2) 基本的方向

子どもは大人と同じ人権の享有主体であり、一人の市民として尊重されなければならないことを当然の前提とし、すべての子どもの人権が保障されるとともに、子どもが自分に関わるあらゆることに関し自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会環境づくりを進めます。

また、すべての子どもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境等にかかわらず、自らをかけがえのない存在であると実感でき、自分の人権の大切さを知ることによってこそ、他者の命の尊さや他人の人権を侵害してはならないという意識を持つことができると言えます。このような認識のもと、子どもの人権についての教育・啓発を進め、子どもが主体性を持って健やかに成長していけるよう、発達段階に応じた総合的な支援を図ります。

そして子どもの人権が侵害された場合には、速やかにその救済を図り、子どもや家族の支援に努めます。

(3) 基本的な取組

ア 児童虐待などへの取組

児童虐待の問題に対しては、「和歌山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応・

保護・支援へと切れ目のない支援に取り組んでいきます。

- ① 児童虐待に関しては、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」により児童相談所を中心に市町村、関係機関と連携し対応していきます。児童相談所（「子ども・女性・障害者相談センター」及び「紀南児童相談所」）においては専門職員（児童福祉司・児童心理司など）の充実を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、児童の一時保護及び保護者へのカウンセリングの充実に取り組めます。特に、子ども・女性・障害者相談センターでは虐待対応課を設置し、専門職員に加えて警察職員や弁護士資格を有する職員を配置することにより、対応力の強化を図ります。また、児童虐待へのより迅速な対応のため警察との連携強化を図ります。

また、保健・医療・教育・警察など関係機関からなる「^(*)子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の積極的な連携により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

- ② 児童虐待や家庭崩壊等により、家庭で養育が受けられない児童に対する社会的養護の充実のために、児童養護施設等でのケア形態の小規模化の推進やプライバシーに配慮した生活空間の確保に努めます。

また、施設への苦情については、各施設の苦情処理要綱に基づき適切な問題解決を図ります。なお、^(*)児童福祉施設入所児童等に対する虐待を予防するため、児童の権利擁護に対する意識の向上に努めます。

- ③ 虐待等の不適切な養育により心に深い傷を持つ児童に対し、より家庭的な環境で支援が行えるよう^(*)専門里親等里親制度の普及、啓発や^(*)小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進を図ります。

- ④ 児童養護施設等を退所する児童の生活を支援するため、児童が家庭へ復帰した後の見守り体制の充実や、施設退所後に保護者等からの支援が受けられない児童や施設での集団生活に馴染めず、家にも帰れない等様々な理由により居場所を失った10代後半の子どもたちのための支援に取り組めます。

イ いじめなどへの取組

- ① いじめの未然防止のためには、いじめを生まない豊かな心や人間関係を育成することが重要であることから、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図るとともに、自他の大切さを認めることができる人権教育の充実を図ります。

- ② いじめアンケートや個人面談を実施し、子どもが発する小さなサインを発見する体制を整えます。また、「いじめ問題対応マニュアル」、「いじめ問題対応ハンドブック」等を活用するとともに、スクールカウンセラー等と連携した校内研修の実施等の取組を進めます。さらに、警察、青少年センター、児童相談所等関係機関と緊密に連携していじめ問題への対応を進めます。
- ③ 青少年リーダー養成研修の実施や県民の要請に基づく講師派遣等を通じて、インターネット上の情報モラルや情報リテラシーに関する広報・啓発活動を図ります。また、教職員を対象にインターネット上の情報モラルや情報リテラシーに関する研修を実施するなどして、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校、ひきこもりなどの解決やシンナー・薬物依存等の防止・救済のため、学校への^(*)スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進め、また電話相談等による教育相談体制の充実を図ります。

ウ 子育てしやすい環境づくり

乳幼児期は、母親や父親など特定の人に対し、人間への基本的信頼関係と愛の感情を育てていく基礎となる強い愛着関係を形成するとともに、複数の人々との関わりを通じて情緒を発達させ人格を形成していく時期です。このため、乳幼児時期における子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

- ① 育児に不安や悩みを持つ親が増えていることから、親子が集う場の確保、子育てボランティアや子育てサークル活動の促進など、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育てに関するさまざまな情報の提供を図ります。また、各種相談機関の機能を強化させ、個々の相談により的確に応じる体制の充実を図ります。
- ② 病児・病後児保育などの多様な保育サービスや放課後対策の充実、会員間で相互援助を行うファミリーサポートセンターの整備の促進など、育児と仕事の両立への支援を図ります。
- ③ 休日夜間急患センターにおける小児科の診療体制の充実や、小児科医が24時間常駐する病院の確保など、小児救急医療体制の整備を進めます。
- ④ 企業の育児休業制度整備や看護休暇制度導入等、職場環境の整備を進め、子育て中の人を支援することに積極的に取り組む施策を促進します。

エ 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者への支援

- ① 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を総合的に支援するため、教育、保健、福祉、医療、矯正、更生保護、雇用等の支援機関のネットワークづくりを推進します。
- ② 概ね15歳から39歳の子ども・若者のあらゆる相談を受け付ける総合相談窓口を設置し、カウンセリングを行うとともに、必要に応じて適切な支援機関の紹介その他必要な情報提供等を行います。
- ③ 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、就労に関する相談支援を行うとともに、コミュニケーション能力の向上や職業能力を養成するためのセミナーを実施します。また、学校と連携し、在学学生及び中途退学者が若年無業者等にならないよう自立を支援します。

オ 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

学童期は後の成長の基礎となる多様な知識経験を蓄積する時期であり、また他の人との相互関係の中で社会性を身につけていきます。思春期は子どもから大人に成長していく移行期であり、自分らしさを模索する時期でもあります。このため、子どもたちが主体性を持って健やかに成長していける環境づくりに取り組みます。

- ① 学校や地域において、子どもの意見表明権と参加の権利が尊重されるよう教職員、^(*)民生委員・児童委員はもちろんのこと、県民に対し「児童の権利に関する条約」など子どもの人権についての教育・啓発活動を行います。
- ② 子どもが命の大切さ、それぞれの個性の尊重及び自分と他人の人権の重要性について十分理解できるよう人権教育を充実させるとともに、一人ひとりの子どもが基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう少人数学級編制など学校教育における人的物的条件の整備に努めます。
- ③ 「遊び」は、子どもが他者とのかかわりや人間関係を学ぶ場であると同時に、「遊び」を通して自ら考える力や身体的能力を高める場でもあります。このため、さまざまな自然体験活動の機会の充実に努めるとともに、地域の児童館、社会教育施設、学校施設等の活用などにより、子どもがのびのび遊べる場や交流の場の充実を図ります。

- ④ 児童買春・性的いたずら等を含め、犯罪被害を受けた子どもと家族の悩みや問題に対して、警察における少年問題に関する専門組織である「^(*)少年サポートセンター」や、学校、児童相談所等関係機関が連携し支援活動を進めるとともに、こうした犯罪の防止に努めます。
- ⑤ 図書、ビデオ、インターネット等による有害情報などから子どもを守るため、関係機関等による環境浄化の取組を一層強化し、非行が芽生えない環境づくりを推進します。

インターネットの利用に起因する子どもたちの犯罪被害を防止するため、「県政おはなし講座」を開催し、インターネットの現状や出会い系サイト、匿名掲示板等の知識の醸成及びマナーやモラルの向上を図るとともに、保護者や教職員に対し、子どもたちを取り巻く有害環境の実態把握及び危機意識を高めることに努めます。

さらに、ネット上での犯罪関連情報や誹謗中傷^{ひぼうちゆうしょう}といった書き込みを早期に発見するため、県、教育委員会、警察が一体となって^(*)ネットパトロールを実施し、関係機関が連携して子どもたちの犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。また、非行に陥ってしまった子どもに対しては、社会適応能力を高め、社会的自立を果たすため、本人や家族への支援に努めるとともに、このような子どもたちの更生が図られる社会意識の醸成に努めます。

6 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国は、世界有数の長寿国となる一方、出生率の低下による少子化傾向も加わり、人口の高齢化は急速に進行し、本格的な少子・高齢社会を迎えています。

本県における高齢人口比率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成12年(2000年)には20.5%でしたが、平成25年(2013年)には28.0%となっており、近畿府県では最も高い比率です。特に山間過疎地域における高齢人口比率が高く、今後も高齢化が進むことが予測されます。

超高齢社会を迎える中、高齢者をひとくくりにした偏見や固定観念、年齢制限等による就業機会の不足や、年齢を重ねることによる高齢者自身の身体的・精神的変化などにより、高齢者の経済的な自立や社会参画が困難となる場合があります。高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけることなく

一人ひとりの多様性を認め合い、すべての人が健康状態や年齢に関わらず社会を構成する一員として尊重されることが重要です。そして、高齢者が培ってきた貴重な経験や知識を活かすことにより、社会に貢献できる立場にあるということについて、高齢者自身の意識が高まるよう広報啓発に努めるとともに、高齢者が家庭・地域・職場等の日常生活において、存在感、充実感を得られるような取組や^(*)バリアフリー化が必要です。

また、家族の介護力の低下や介護期間の長期化の傾向もあり、介護を必要とする高齢者を抱える家族の心身の負担は、重くなりつつあります。加えて、高齢者に対する虐待や介護放棄、財産・金銭面での権利侵害などの問題も指摘されています。こうしたことから、手助けが必要となった状態であっても、人としての誇りを保持し、適切な介護サービスを受けられるなど、地域で安心して暮らし続けられるように、地域のみんなで支え合う体制づくりをNPO等と連携しながら進めていく必要があります。

(2) 基本的方向

本県においては、「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」の実現をめざして、平成24年(2012年)3月に策定した「わかやま長寿プラン2012」に基づき、次の方針により高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。

- 高齢者の人権尊重と意識の啓発、生きがいや自立に通じる就労の機会の確保、ボランティア活動等の地域社会活動への参画促進、生活環境の整備等、総合的に諸施策を推進します。
- 介護サービスの充実、十分な情報提供と相談体制の確立、権利擁護制度の活用などを推進し、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

(3) 基本的な取組

ア 高齢者の人権尊重と意識の啓発

- ① 高齢者の人権に対する理解と長寿社会への対応について県民の関心を高めるため、さまざまな機会を通じて広報啓発に努めます。
- ② 高齢者はいきいきと暮らし、社会に貢献することを望まれているため、老人クラブ等における人権学習や啓発活動への取組を推進し、高齢者自身が人権意識を高められるよう努めます。

イ 高齢者の人権を尊重したサービスの推進

- ① 高齢者関連福祉施設や介護サービス提供事業所で働く人たちは、専門的な知識や技術とあわせて、高い倫理観が必要です。そのため、高齢者の人権尊重やプライバシーの保護についての研修を積極的に行うよう指導するなど、介護支援専門員（ケアマネジャー）や社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の資質の向上を図ります。
- ② 施設においては、入居者のプライバシーに配慮したサービスの向上と個室・ユニット化を中心とした居住環境の整備を促進します。

ウ 十分な情報提供と相談体制の充実

- ① 高齢者とその家族がいつでも必要な時に、適切なサービスを選択できるように、サービス事業所等のわかりやすい情報提供に努めます。
- ② 当事者間では解決困難な福祉サービスに関する苦情等に対しても、相談、調査、あっせん等を行う体制を整備し、適切な苦情解決体制の充実を図ります。

エ 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

- ① 判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある高齢者の生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助等を行うとともに、^(*)成年後見制度の利用を促進します。
- ② 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、適切な介護についての知識や技術の普及啓発に努めます。
- ③ 認知症高齢者を介護している家族支援のため、電話相談窓口や交流集会の開催を促進します。
- ④ 認知症の早期発見・早期診断に向けた認知症サポート医の養成や、かかりつけ医への対応力の向上研修等、地域医療支援を促進します。
- ⑤ 認知症高齢者とその家族を地域で支えていくため、医療・介護・福祉だけでなく地域の住民を含めた総合的な支援体制の構築を促進します。
- ⑥ 認知症高齢者が、家庭的な環境の中で、より安心して生活できる^(*)グループホームの整備を促進します。

オ 高齢者の権利擁護のための取組

- ① 高齢者虐待への対応に第一義的な責任を持つ市町村や地域包括支援センターにおいて適切な対応ができるように、県が策定した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき市町村職員等に研修会を開催し、対応力の向上を図ります。
- ② 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者虐待への対応が困難な事例、市町村における虐待防止ネットワークの構築、成年後見制度の手続等に関する様々な相談に対応するため、弁護士や社会福祉士による専門職相談窓口を設置し、適切な助言および支援を行います。
- ③ 養介護施設従事者等に対し高齢者虐待を防止するための研修を実施します。
- ④ 高齢者虐待の防止に関する啓発を広く住民に対して行うことにより、正しい知識を普及し、予防や早期発見につなげます。

カ 高齢者を介護する家族への配慮

高齢者の虐待につながりやすい状況として、介護による身体的・精神的苦痛やストレス、不安などが報告されています。高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、介護保険、その他の高齢者保健福祉サービスの利用促進を図るとともに、家族介護支援対策を推進し、家族や社会全体で高齢者の介護を支え合える環境づくりを進めます。

キ 高齢者の生きがい対策の推進

- ① 高齢者の知識や技能を意欲や能力に応じて地域社会に活かせるように、ボランティア活動への参画を促進します。
- ② シルバー人材センターの拡充を促進するなど、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

ク 地域包括ケアシステムの構築とボランティア等による取組の推進

- ① 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民やNPOによる見守りや支え合いの自主的な活動を促進します。
- ② 見守り活動等を行うボランティアである地域見守り協力員や、見守り協力に係る協定を締結している民間事業者による“さりげない見守り”活動を推進することで、高齢者を支援し、温かく見守り合える地域づくりを進めます。

- ③ 地域の実情にあった地域包括ケアシステムが構築できるよう、地域包括ケアや地域づくりにつながる様々な情報の収集・市町村への提供などを通じて、各地域の取組を促進します。

ケ 生活環境の整備

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「和歌山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間全体のバリアフリー化を促進し、すべての人が安心して生活できる環境整備を進めます。
- ② 高齢者が安全かつ安心して生活することができるよう、福祉施策と住宅施策の連携を図りながら、高齢者の日常生活に配慮した居住空間の整備を促進します。

7 障害のある人の人権

（1）現状と課題

わが国の障害者施策は、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を契機とし、「^(*)ノーマライゼーション」と「^(*)リハビリテーション」の理念のもと、着実な推進が図られてきました。

平成5年（1993年）に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進すること等が明示されました。

また、平成16年（2004年）に同法が改正され、目的規定等に障害のある人の自立と社会参加の支援等が明示されるとともに、基本的理念に障害を理由とする差別等の禁止が規定されました。障害福祉サービスについては、平成15年（2003年）に障害のある人の自己選択を尊重した利用契約に基づく支援費制度が導入され、平成18年（2006年）の「障害者自立支援法」の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた障害福祉サービスについて一元的に市町村が提供する仕組みに改められ、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行促進の取組が進められています。

また、わが国は、平成19年（2007年）9月に「^(*)障害者権利条約」に署名し、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正や平成25年（2013年）の障害者差別解消法の成立など国内における法制度の整備等が進められ、平成26年（2014年）1月に同

条約を批准しました。同条約は、障害のある人とない人が同じように生活するために必要とされる「^(*)合理的配慮」を行わないことは「障害を理由とする差別」に当たるとし、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し促進するための措置をとること等を定めています。

本県においては、昭和57年（1982年）に「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」を策定し、平成6年（1994年）にその後継計画として「紀の国障害者プラン」を策定しました。その後も、計画の策定・改定を進め、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応し、障害のある人の自立と社会参加に取り組んできました。平成26年（2014年）には、障害者施策の更なる推進を図るため「紀の国障害者プラン2014」を策定をしたところであり、障害のある人の利用が困難な建築物や移動経路などの物理的な障壁や、障害のある人や障害そのものに対する誤った認識や偏見による心理的な障壁をなくすための各種施策に取り組んでいます。

特に、精神障害、^(*)発達障害、^(*)高次脳機能障害のある人や^(*)難病患者等は障害の特性が十分知られていなかったり、障害のあることに気づかれにくかったりして、周囲から十分な配慮を得られないことがあります。

また、グループホーム等の建設が、地域からの反対でスムーズに進まないなど偏見や差別により障害のある人の地域生活が妨げられるケースが発生しています。さらに、障害のある人に対する虐待については、福祉施設や医療機関、家庭や就労先など様々な場面で起こりうる課題であり、障害のある人の権利擁護のため家庭への支援も含めきめ細かな対応が必要です。

こうしたことから、障害のある人が、地域で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現するためには、関係機関の連携協力のもと、障害それ自体や障害のある人への県民の理解を一層促進し、心理的な障壁を解消するとともに、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画できる環境をつくる必要があります。

（２）基本的方向

障害のある人もない人も社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って、共に生きる「共生社会」を実現するため、次の方針により取り組みます。

- 障害のある人を取り巻く心理的な障壁を解消し、誰もが障害のある人に合

理的な配慮を行うことのできる社会を築くため、県民の障害に対する理解と認識を深めるための啓発を一層推進し、心のバリアフリー化を進めます。

特に、精神障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病については、障害の特性が県民に十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ります。

○ 全ての学校において、共生社会の形成に向けた^(*)インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う^(*)特別支援教育のより一層の充実を図ります。

○ 障害のある人が、地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な就労支援施策を推進します。

○ 障害のある人の地域生活を支えるため、どこに住んでいても必要なサービスを利用できる体制の整備を進めるとともに、個々の障害のある人の多様なニーズに対応するため、障害福祉サービス等の充実を図ります。

○ すべての人が自らの意思で自由に行動できるよう「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの観点から福祉のまちづくりを推進し、生活空間等のバリアフリー化を進めます。

また、障害のある人が自ら社会に参画しようとする意欲の醸成と、それを容易にする環境の整備を図ります。

(3) 基本的な取組

ア 障害に対する理解の促進

① 「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人について県民一人ひとりの理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について県民の協力を得るため、NPO等関係団体と連携した啓発、広報活動を行います。

② 地域や学校などにおいて障害のある人とない人の交流及び共同学習の機会の拡大に努め、相互理解が深まるよう取組を進めます。また、学校教育

や社会教育において教育・啓発活動を進めます。

- ③ 公共サービス従事者をはじめ教育、福祉、医療・保健サービス等に従事している職員について、障害のある人に対する理解の促進に主体的に取り組む必要があることを踏まえ、職場をはじめ様々な場を通じて、それぞれの関係者に対する啓発や研修の充実を図ります。さらに、障害福祉サービス従事者等について、人権を基本とした障害福祉サービス等の提供及び障害のある人の人権擁護を推進するため、人権研修の充実を図ります。

イ 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組の充実とともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導及び必要な教育支援を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うため、特別支援学校などの専門機関が地域のセンター的な役割を果たすことができるよう体制の整備を行います。

ウ 就労支援

- ① 一般企業への就労促進や福祉施設^(*)の工賃水準の向上を図るため、労働、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した支援体制を構築し、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービスの充実や職業訓練の充実、障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援者（ジョブサポーター）による相談支援、官公需の促進等、障害のある人の就労支援策を総合的に推進します。
- ② 企業の障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図るため、和歌山労働局や和歌山障害者職業センター等と連携して企業等への広報、啓発活動を推進するとともに、^(*)障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報、活用促進に努めます。

また、企業等において障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権啓発センター、労働等関係機関と連携し、啓発・広報、相談体制の充実を図ります。
- ③ 障害のある人やその保護者の就労に対する意識の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、教員、施設職員等支援者の障害者就労について

の意識改革を促進するため、就労支援の必要性や福祉施設の役割等についての研修等を実施します。

エ 障害のある人の権利擁護

- ① 障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見のため、市町村障害者虐待防止センター及び県障害者権利擁護センターを設置し、通報受付による虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、研修の実施による虐待防止に努めます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、国の定める基準等に照らして事業を適正に運営しているか、必要な調査、指導を実施するとともに、是正、改善すべき事項がある場合には厳正に対処するとともに、県関係条例に基づく基準により人権擁護推進員の配置を進め、福祉サービスの向上や虐待の防止に努めます。

- ② 市町村、関係団体、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた人権相談のうち法律案件について弁護士による相談支援を実施するなど、人権擁護のための相談体制の充実を図るとともに、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用促進に努めるなど障害のある人の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ③ 精神科入院患者の人権に配慮した医療の確保を図るため、入院患者の処遇等について、精神科病院に対しての実地指導や審査の充実を図るとともに、精神科病院が取り組む人権擁護委員会の充実や精神保健福祉士の増員など、精神障害のある人の人権擁護を促進します。

オ 地域での自立生活支援

- ① 障害のある人が地域で自分らしさを活かして自立して生活できるよう支援するため、生活の場となるグループホーム等の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実を促進します。また、市町村による外出のための移動支援等を促進します。
- ② 障害の早期発見や治療、機能回復訓練により、障害のある人に対する適切な保健サービスの提供を進めます。また、保健、医療、福祉の連携による取組を進めます。
- ③ 障害のある人が地域で安心して生活することができるよう市町村と連携して、重層的な相談支援体制の整備を進めるとともに、福祉、保健、教育、

労働等のネットワークである地域自立支援協議会を中心として、障害のある人のライフステージに対応した支援を実施します。

- ④ 施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退院可能な人について、地域での生活への移行や継続を促進します。また、精神疾患や精神障害をはじめとした障害についての県民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

- ⑤ 発達障害のある人に対して乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、**和歌山県発達障害者支援センター**^(*)による専門的な支援を充実するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関による総合的な支援ネットワークの構築に努めます。

また、発達障害のある人がどこに住んでいても必要な専門的支援を受けられるよう、和歌山県発達障害者支援センターの研修やコンサルティングにより、保健師や教員等、発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるとともに、地域で専門的支援を行う中核的人材を育成します。

- ⑥ 高次脳機能障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、高次脳機能障害支援普及事業拠点機関に支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化、支援手法等に関する研修及び県民の理解を促進するための普及、啓発事業の実施等、高次脳機能障害のある人や家族に対する包括的、総合的な支援を実施します。

カ 社会参加の環境づくり

- ① ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の趣旨の普及、啓発に努めるとともに、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進します。また、実施にあたっては、利用者である障害のある人の視点を重視した環境整備を進めます。

また、バリアフリー化された公共賃貸住宅の供給と長寿命化を図ります。

- ② IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進やさまざまなコミュニケーション手段を確保し、情報・コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

- ③ 障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽し

むことができる機会を提供するため、各種スポーツ大会やスポーツ教室等を開催し、スポーツや文化芸術に親しめる環境を整備するとともに、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員やボランティアの養成、確保に努めます。

また、多様な生涯学習の機会の充実を図るとともに、スポーツや文化活動等により、障害のある人とない人が交流できる機会の拡大に努め相互理解を促進します。

8 同和問題

(1) 現状と課題

昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」は、その前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」とし、その早急な解決こそ「国の責務」であり、「国民的課題」であると位置づけました。

この答申の理念に基づき、国において、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後33年間、特別立法による同和対策事業が推進され幾多の成果をあげてきました。

本県では、同和問題は、人々の差別意識だけではなく、同和地区住民の生活実態の低位性などに具現されていることから、昭和23年（1948年）に、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設し、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決を目指し、実態的差別と心理的差別の解消に努めてきました。

昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」施行後はさらに、市町村をはじめ県民と一致協力して総合的かつ計画的に同和対策を推進して、大きな成果を収めてきました。

特に、住環境整備については、国、県、市町村が一体となり、地域住民の理解と協力を得ながら推進してきた結果、住宅、道路、下水排水路等の劣悪な状況は大きく改善されてきました。

また、教育や就労については、地域住民の生活基盤に関わる問題であるとの認識のもと、積極的に取り組んできた結果、教育の機会均等や基礎学力の向上等について大きな成果をあげるとともに、若年層の就労等にも一定の成果をあげてきました。

さらに、差別意識の解消に向けた啓発についても、「県民みんなの同和運動」を展開するなど社会教育とともに積極的に推進し、県民の同和問題に対する基本的理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできました。

このように、同和問題は多くの人々の努力によって解決に向かってはいるものの、「依然として我が国における重要な課題」であるとともに、教育、就労、産業等の面でなお較差が存在しているなど、「現実の課題」として残されています。

また、個人を誹謗中傷する差別発言や、不動産取引等に関わって同和地区の所在を調査したり行政機関へ問い合わせるなどの差別事件、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しています。さらには、県民の中には、結婚や不動産取引に際して今なお誤った意識が見受けられます。

これらの背景としては同和地区やその関係者を避けようとする根強い意識が潜在していると考えられます。

そのほか、企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「^(*)えせ同和行為」が発生しており、これらの課題を解決するための努力が必要です。

(2) 基本的方向

同和問題の早期解決を図るための特別対策は、大きな成果をあげ、概ねその目的が達成されたとして、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成14年（2002年）3月をもって失効しました。

しかしながら、同和行政は行政の責務として同和問題の早期解決に向け取り組んできたものであり、また、同和問題に関する人権侵害が今なお発生していることから、その解決をめざした取組を進めてまいります。

同和問題解決のための施策については、同和問題を人権問題という本質から捉え、今日までの成果と現状を踏まえつつ、さまざまな課題に対し、人権尊重の視点に立った取組を実施していきます。

そのため、社会構造や住民の意識が多様化している中で、地域により抱える問題も多様化していることから、市町村が実施するそれぞれの地域ごとにその課題に応じたまちづくりを支援していきます。

また、「依然として根深く存在している」差別意識の解消と、人権意識の高揚のための教育啓発活動に積極的に取り組みます。

しかし、教育啓発活動のみでは、人権侵害を防止することは難しく、悪質な

差別などの人権侵害には法的な規制や被害者の救済が必要です。

このため、必要な法制度を早期に整備するよう国に求めるとともに、国や市町村と連携し、人権侵害に対し迅速な対応を行うなど、被害者の視点に立った有効な救済を図るよう一層取り組んでいきます。

(3) 基本的な取組

ア 教育・啓発の一層の推進

① 家庭は、同和問題を真剣に話し合える大切な学習の場であり、同和問題解決のカギは家庭にあると言えます。今後とも広報紙やマスメディア等を活用し、情報の提供を行うなど啓発活動を推進します。また、家庭教育に関する親の学習機会の充実など支援に努めます。

② 学校教育では、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じて計画的に人権教育を推進します。

また、教育の機会均等の観点から、修学支援の取組を推進するとともに、学力面に課題のある子どもに対しては、学校が家庭、地域と連携を図り、基礎的・基本的な学力の定着と進路指導の充実に努めます。

③ 社会教育などを通じて、県民の人権意識を高揚し、同和問題についての認識を深めるための教育・啓発活動を推進します。

また、地域における指導者の充実に努めるとともに、NPO等と協働しながら住民が自ら進んで学習活動に取り組めるよう、地域の実情に即した学習機会の充実に努めます。

④ 職場の指導者の養成と資質の向上を図り、明るく働きやすい職場づくりが進められるよう啓発に努めます。また、企業や各種団体において、同和問題についての理解と認識を深めるための系統的、計画的、継続的な研修ができるよう指導に努めるとともに、えせ同和行為の根絶に向けても、粘り強い啓発活動に取り組みます。

⑤ 性別・年齢・職業などが違うさまざまな人々が、お互いを尊重し合い、共に地域をつくっていけるよう、さまざまな視点に配慮したきめ細かな啓発活動を展開するよう努めます。

⑥ 県民の理解と認識が一層深められるよう、人権啓発センターや関係機関・団体等が連携し、内容・手法等に創意工夫をした啓発活動を推進します。

イ 産業の振興・雇用の促進

- ① 企業等の自立意欲を高め、独自の生産、販売、サービス提供手法の開発や内容の質的向上など中小企業等の振興を図ります。
- ② 農林漁業については、農林漁家の経営安定を図るため、高品質化、省力化を図りつつ、特に施設園芸の導入や経営の複合化を推進し、小規模農林漁家の自立経営に向けた取組を支援します。
- ③ 企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深めるための啓発を行い、本人の資質、能力に関係のない理由による不利益がないよう、就職の機会均等を図ります。

ウ 福祉・健康増進の充実

- ① すべての人が自分のライフスタイルを選択することができ、明るく、幸せで、生きがいを持って住み続けられる地域社会の形成のため、子育て支援をはじめ高齢者や障害者への支援など、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。
- ② 少子高齢化を踏まえた健康増進についての普及・啓発や、生活習慣を重視した健康づくりを総合的に推進し、地域住民の健康の保持及び増進に努めます。
- ③ 隣保館については、同和問題の解決という本来の目的を踏まえたうえで、地域社会全体の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての役割が期待されており、その活動を支援します。

エ 生活環境等の整備

これまでの取組により、生活環境については大きく改善されてきたところですが、今後においてはすべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境の中で安心して暮らせることが大切です。このため、市町村が行う、周辺地域と一体となった、住民の主体的な参加による、今日的視点での課題意識に基づいた人権が尊重されるまちづくりを支援します。

オ 差別事象への対応と差別による被害者の救済

- ① 差別事象が発生した場合は、市町村と連携しながら、被害者の立場に立った有効な救済を図れるよう適切な解決に努めるとともに、行為者に対し正しい認識と理解を深めるための啓発活動を行います。

- ② 人権侵害による被害者の救済を迅速に行うため、実効性のある法制度を早期に整備するよう国に対して要望します。

9 外国人の人権

(1) 現状と課題

交通手段や情報通信技術の急速な進展により、人、モノ、情報の交流が国境を越えて活発化し、社会、経済、文化の面において、国際的な相互依存の関係が深まる中、定住する外国人は増加しています。

日本社会では、在日韓国・朝鮮人などに加えて、1980年代以降、インドシナ3国などから難民として来た人々や国際結婚による定住者、また、アジア各地や中南米から来日した外国人労働者などが増加し、民族、文化、宗教的にますます多様化の様相を呈しています。

本県の在留外国人数は平成25年（2013年）6月末現在で5,805人であり、私たちは、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活のさまざまな場面で、外国人と接する機会があります。

平成7年（1995年）に日本が批准した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（翌年から日本国内において効力発生）では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しており、また、日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、文化の違いによる理解不足などから外国人に対する偏見や差別が生じています。特に、日本と朝鮮半島をめぐるさまざまな歴史的経緯から、日本において永住者として生活せざるを得なかったり、その後さまざまな事情により引き続き日本に住み続けている在日韓国・朝鮮人を対象としたいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。

また、就労の場では、賃金や労働時間などの点で日本人に比べて不利な条件で雇用されるなどの問題も起こっています。定住外国人の公務員への採用等に係る国籍要件や定住外国人の地方参政権についても、さまざまな議論が行われています。

本県では、平成10年（1998年）に「^(*)和歌山県国際交流センター」を設置、また、平成15年（2003年）に策定した「和歌山県国際化推進指針」に基づき、国

際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に努めているところです。今後も、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、外国人も地域社会の一員として人権が尊重され安心して生活できる共生社会を構築していく必要があります。

（２）基本的方向

国籍や民族に関わらず地域に暮らす住民の一人として外国人も人権及び基本的自由の平等な享有又は行使が保障されているとの認識を深めるなど、国際化社会にふさわしい人権意識を育むことが重要です。

また、日常生活では、外国人を特別視せずに、文化の違いを尊重するとともに、就労の場においても、日本人と平等に扱われ、さらにその能力が十分に発揮されるなど、外国人が偏見や差別を受けることなく、地域社会の一員として、いきいきと安心して生活できる社会づくりも大切です。

こうした認識に立ち、外国人の人権尊重のための教育・啓発活動や情報提供、相談事業の充実など、外国人が安心して暮らせる環境づくりを、外国人からの意見を聴くとともに、民間団体等とも連携を図りながら推進します。

また、企業における外国人の適正な雇用を促進するとともに、幅広く県民の意見を県政推進に活かしていく上で、定住外国人の意見を求めていく必要があります。

（３）基本的な取組

ア 人権尊重のための教育・啓発活動の充実

- ① 文化の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、学校や行政・各種団体が行う教育・学習や地域交流など、さまざまな機会を通じて互いの理解を深めます。さらに、在日韓国・朝鮮人を取り巻く歴史的経緯や環境について、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発に努めます。
- ② 外国人の人権が尊重される社会をつくるためには、一人ひとりが暮らしの中の問題として身近なところから取り組むことが必要なことから、人権啓発センターなどにおいて、セミナー、^(*)ワークショップの開催や、講師の派遣など、関係団体等と連携しながら啓発活動を展開します。

イ 情報提供、相談事業の充実

- ① 外国語による生活ガイドブックや情報誌の作成、道路標識や公共施設等での外国語併記をさらに進めるとともに、外国語による施設の利用方法や交通アクセスの情報提供に努めます。
- ② 地震や台風等の災害に関する情報について、緊急時だけでなく普段から在住外国人への必要な情報の提供に努めます。特に、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震を想定し、和歌山県国際交流センター、各市町村と緊密に連携し、災害発生時の迅速かつ効果的な情報提供に努めます。
- ③ 和歌山県国際交流センターを拠点に、民間団体等と連携しながら、外国人への生活に関する情報の提供に努めるとともに、日常生活におけるさまざまな問題の相談窓口となれるスタッフの拡充や関係機関とのネットワークの形成を進めるなど、相談事業の充実に努めます。

ウ 児童生徒の教育環境の整備

日本語指導が必要な外国人の児童生徒が通学する公立小中学校への指導者のきめ細かな配置に努めるなど、外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりを進めます。

また、和歌山県立高等学校入学選抜において、日本語の理解が十分でなく、特別な措置が必要と判断された外国人等の志願者に対して、配慮を行います。

エ 医療・保健、福祉等の充実

外国人が健康で安心して生活を送ることができるように、外国語に対応できる医療機関の情報提供や緊急時の医療機関との連絡調整など、医療・保健について利用しやすい環境、支援体制の整備を推進します。また、定住外国人が、福祉に関する相談を行いやすい体制整備に努める一方、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の未加入者とならないよう制度の周知に努めます。

オ 適正な雇用の促進

県内で仕事を求める外国人のために、労働局等関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努める一方、民間企業において日本人と平等に扱われないなどの問題が生じないよう雇用主等に対する指導や啓発などを行うことにより、適正な雇いを促進します。

カ 定住外国人の意見の反映

- ① 幅広い県民の意見を県政推進に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え方を持つ定住外国人の意見も求める必要があるため、審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、定住外国人も含めた幅広い人材の登用に努めます。
- ② 県職員への採用について、これまでも国籍条項の見直しを行ってきたところですが、今後も公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、引き続き職務の内容と国籍の必要性を検討し、適切に対処します。

10 感染症（ハンセン病、H I V等）・難病患者等の人権

（1）現状と課題

現在、さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がおられ、患者や家族の中には、治療等の負担だけでなく、病気に対する誤った知識や理解不足による偏見や差別を受けることがあり、肉体的、精神的な負担が大きくなっています。

^(*) ハンセン病は、わが国では特殊な病気として扱われ、「癩^{らい}予防法」が明治41年（1908年）に施行されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われてきました。さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及び、なかには患者が家族から絶縁されるという状況さえありました。この強制隔離政策は、その後治療薬ができた後も、「らい予防法」が廃止された平成8年（1996年）まで続けられました。

このように、全国的に厳しい状況がある中、本県では昭和32年（1957年）ハンセン病専門の相談所として設立した「和歌浦健康相談所」が中心となり、施設への隔離ではなく患者と家族の立場に立った在宅療養を支援するなど、「救らい県」としての取組を進めてきました。

また、元患者らが長年の国の隔離政策が誤りであり、多大の被害を被ったとして提訴した「らい予防法国家賠償請求訴訟」に対し、平成13年（2001年）5月、熊本地裁で国の責任を認めた原告勝訴判決がなされました。これを契機として、同年6月には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成21年（2009年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」がそれぞれ施行され、国並びに都道府県が、患者、元患者の方々への謝罪を行い、これらの方々の名誉の回復と、社会復帰のための施策を進めています。しかし、

これまでの政策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障害が残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況におかれていたり、さらに、遺骨の里帰りの問題等の課題も残っています。

H I V感染者及びエイズ患者については、わが国では昭和60年（1985年）、安全対策を怠った非加熱性血液製剤によるH I V感染被害である薬害事象によりエイズ患者の存在が表面化しました。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は非常に感染しにくいウイルスですが、当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生しました。

近年、わが国においてもH I V感染者は増加の傾向にあり、感染原因については性行為によるものが大部分を占めています。また、感染者の年齢構成では、20代から30代までの若年層が多くを占めていることから考えると、若い世代がエイズの疾病概念や感染経路、そして何よりもその予防法を正しく知ることが重要であると言えます。

現在H I Vに対しては、免疫の低下を抑え、エイズの発症をくい止める抗H I V薬が効果をあげており、近い将来特効薬やワクチンの発見も期待され、本県でも中核拠点病院1か所及び拠点病院1か所を設置し医療体制の整備を進めています。しかしながら、人目を気にしてエイズ相談や検査を受けにくかったり、職場に病名がもれ、差別を受けたり、職場を追われてしまうことを恐れたりして、感染していることや患者であることを隠さなければならないという状況があります。

また、近年の医療の進歩や衛生水準の向上により、コレラ、赤痢及び腸チフスなど多くの感染症が克服されてきましたが、一方で新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、さらに、海外への渡航者の増加などによる輸入感染症等の問題もあります。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。

就労については、難病患者の多くが、症状に支障のない範囲で働く意欲を持

っていても、条件に合った就労の場を確保することが困難であり、また軽症の人や症状が回復した人で意欲があっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある仕事につけないこともあります。

また、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることや、本人や家族が結婚差別を受けるということもあり、病気を周囲に隠して生きている人も少なくなく、これら差別や偏見の解消が課題となっています。

一方、平成25年(2013年)4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

このように、さまざまな病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、これらの患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

(2) 基本的方向

ハンセン病やH I Vなどの感染症については、発生の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とし、個人の意思や人権に配慮し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら、良質かつ適切な医療を受けられ、また、入院等の措置がとられた場合には、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めることが必要です。

難病については、患者等それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、必要な医療の提供、さらには疾患の克服をめざした研究を推進することも必要となってきます。

このような観点から、ハンセン病やH I V、難病などに関する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消するとともに、適正な医療の確保と患者や家族への支援体制の整備を進めます。

(3) 基本的な取組

ア 正しい知識の普及啓発と理解の促進

- ① エイズ感染を予防し、県民の患者・感染者への理解を促進するため、各保健所において、住民を対象に研修会や講習会を開催するとともに、「世界エイズデー」(12月1日)にあわせた活動を実施します。
- ② 学校教育の場において、正しい知識や理解により、エイズなどの感染症

等に対する偏見や差別を払拭し、思春期教育を含めた男女共生や人を思いやる心を育む教育を、学校、家庭、地域が連携して推進します。

- ③ 難病やハンセン病、エイズなどに関する正しい知識の普及啓発により県民の理解を深め、誤った知識に基づく偏見や差別を解消します。

イ 良質かつ適切な医療の提供

- ① ^(*)エイズ拠点病院において良質な医療を提供するとともに、カウンセラーを派遣し、患者や感染者に対する精神面のケアを推進します。
- ② 原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少ない難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高いものについて、新たに制定された「難病患者に対する医療等に関する法律」に基づき医療費の公費負担を行い、患者負担の軽減を図ります。
- ③ 原因が不明で、治療法が確立していない難病等の治療に際しては、特に、患者と医療従事者との信頼関係に基づき、最善の医療を提供するため、医療従事者が患者に診療の目的や内容などについて適切な説明を行う一方、患者自身が正確な情報に基づいて、納得したうえで、主体的に検査や治療などの医療行為を選択し、決定する「インフォームド・コンセント」を促進します。

ウ 相談・支援体制の整備

- ① ハンセン病療養所入所者の里帰り事業や、高齢のため里帰りの負担が大きい入所者への訪問事業を推進し、社会復帰を支援します。また、遺骨については遺族の同意を得ながら里帰りに努めます。
- ② 在宅で長期間療養する難病患者の日常生活の質を向上させるため市町村が実施するホームヘルプサービス、ショートステイ及び日常生活用具給付の事業を支援します。
- ③ 難病患者の在宅療養を支援するため、保健所が中心となって市町村、専門医師、理学療法士、難病患者会との連携のもとに医療相談、訪問診療等の施策を推進しながら総合的なサービスを提供できる地域支援体制の整備を図ります。
- ④ 重症神経難病患者が入院治療を必要とするとき、適時適切な入院施設の確保や、円滑な在宅療養への移行を支援できるよう協力医療機関の確保に努め、医療従事者や在宅支援関係者への研修等を実施するなどネットワー

クの強化を図ります。

- ⑤ 同じ病気を持つ患者や家族が悩みを分かち合い、情報交換を行える患者会や家族会の活動を支援します。
- ⑥ ^(*) **難病・子ども保健相談支援センター**において、難病患者、長期療養を要する子どもたちや家族に対する相談支援活動を推進します。
- ⑦ 病気のため長期間入院しなければならない児童・生徒の精神的な支えとなり、学習の機会を保障するため院内学級の充実を図ります。

1 1 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

平成17年(2005年)4月に犯罪被害者とその家族・遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を明文化した「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、犯罪被害者等の人権が大きく取り上げられるようになったのは比較的新しいことです。

犯罪被害者等についても、基本的な「個人の尊厳」や「プライバシー」などが尊重されなければならないことは当然であり、犯罪被害者等は「可哀想だから」保護されるのではなく、基本的人権の尊重という観点から当然支援されるべき立場にあります。犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも大きな影響を与えるものであり、これらの間接的被害も含めると被害を受けている人は相当数に上ります。

また、性犯罪に係る事件では、被害者のさまざまな心理的要因や再被害を恐れること等により、被害にあっても警察に届けたり、裁判に訴えたりしない場合も相当数あり、実際の数字は捜査機関に被害申告した件数をはるかに上回るとさえ言われています。

犯罪被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話、プライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる場合もあります。

特に、大きな精神的・心理的衝撃を受けることにより、^(*) **トラウマ(心的外傷)**や^(*) **P T S D(心的外傷後ストレス障害)**の症状が残ることもあり、犯罪被害者等が受ける精神的被害は深刻です。

欧米を中心とする諸外国では、犯罪被害者等の権利として、①個人として尊重されること、②加害者の刑事手続等に関与し、知る権利、③被害回復を求める権利、④物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等を確立し、犯罪被害者等の法的地位を充実する法制度を整備するとともに、多様な支援を提供する民間の被害者支援団体が組織され、国と社会をあげて総合的な犯罪被害者等のための施策を推進しています。

近年、わが国でも、犯罪被害者等の問題に対する社会的関心が高まる中、改正刑事訴訟法、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を一部改正し、改題。）及び、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が施行され、犯罪被害者等の保護や救済が図られてきています。

しかし、欧米に比べわが国では、犯罪被害者等のための施策がまだまだ遅れていると言えます。犯罪被害者等の人権が侵害されるケースはさまざまですが、人権の尊重を基本とした、犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種施策を推進する必要があります。

（２）基本的方向

犯罪被害者等に対する支援のためには、まず、被害の救済は犯罪被害者等の人権に基づくものであり、誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のうえに立って、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進する必要があります。

このため、犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、県民の認識を深めるとともに、犯罪被害者等と最も密接に関わる警察や行政職員においては、高い人権意識による犯罪被害者等の視点に立った対応を徹底します。

また、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するために、県、市町村及びその関係機関並びに民間団体等が相互に連携を強化して支援体制の充実を図ります。また、犯罪被害者等が可能な限り被害を回復し、苦しみから立ち直り、元の生活に戻ることができるよう犯罪被害者等のための施策を効果的に推進します。さらに、再被害防止措置や重大な犯罪の未然防止措置にも取り組みます。

（３）基本的な取組

ア 啓発活動の推進

- ① 犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必

要性について、体験談や講演等を通じ県民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

- ② 犯罪被害者等と最も密接に関わる警察や行政職員などの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促進します。
- ③ マスコミの過剰な取材・報道による犯罪被害者等への二次的被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道に際し自主規制を行うよう理解を求めます。

イ 相談・支援体制の充実

- ① 犯罪被害者等が大きな打撃から立ち直り、幸福を求めて再び歩み始められるように、県はもとより市町村における犯罪被害者等相談窓口の充実・周知を図るとともに、性犯罪被害相談などの対応を適切に行うために、県内の全警察署に女性警察官の配置を図っています。また、性暴力被害者の相談を受け、心身の回復を図れるよう関係機関と連携して緊急医療や心のケアなどの総合的な支援を行います。
- ② 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、県、市町村及びその関係機関並びに民間団体等が相互に連携を強化し支援体制の充実を図ります。
- ③ 犯罪により深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、医師や臨床心理士等によるカウンセリングが適切に受けられるような支援体制を整えます。
- ④ 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病、障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者又はその遺族に対して、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、^(*)犯罪被害給付制度の周知と適切な事務処理を行うことにより、支援を推進します。

ウ 再被害防止措置の強化

- ① 犯罪被害者等が同じ加害者から再度危害を受けることを未然に防止し、安全確保を徹底するため、警察及び関係機関における防犯指導、警戒措置等の再被害防止措置を強化します。
- ② 犯罪被害者等が転居した場合においても、関係都道府県警察と情報を共有し、連携して再被害防止措置を図ります。

エ 重大な犯罪の未然防止措置の強化

重大な犯罪は、無差別殺人事件や強盗事件等のほか、家庭内の問題や男女関係のもつれ等から発展して発生することもあるため、警察等で認知したトラブル事案等も将来の危険性を組織的に判断し、未然に防ぐ体制を構築しています。

- ① つきまといや無言電話等のストーカー行為や、子ども女性に対する声かけ事案等、重大事件に発展するおそれのある前兆事案等に対しては、行為者に対する早期の警告や積極的な検挙、被害者等には安全な場所への避難指導等を講じて、重大事件発生 of 未然防止に努めます。
- ② 被害者相談窓口の充実を図るとともに、犯罪被害者等のための施策に係る機関等と連携を密にして、家庭内や地域における犯罪の芽を早期に発見し、より重大な犯罪の未然防止に努めます。

1 2 さまざまな人権

(1) 自殺

自殺者数は、平成10年(1998年)から14年連続で年間3万人を超え、平成24年(2012年)には3万人を下回ったものの、依然として予断を許さない深刻な状況が続いており、自殺への対策が全国的に喫緊の課題となっています。

このため、基本的な取組方針を明らかにした「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」により自殺対策を推進するため、和歌山県精神保健福祉センターに設置した^(*)和歌山県自殺対策情報センターが核となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、総合的な相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族へのケアなど、総合的な対策を進めます。

(2) 社会的ひきこもり

自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる「社会的ひきこもり」は、挫折体験・性格傾向・家庭環境等複雑な要因が絡み合っ、本人の意思では離脱することが難しいとされており、本人と家族に対する包括的な支援が必要です。

このため、和歌山県精神保健福祉センターに設置した^(*)ひきこもり地域支援センター及び保健所による相談支援や啓発活動を行います。また、「ひきこもり」者社会参加支援センターとして指定した民間団体や、教育、労働等、関係機関

と連携し、社会参加支援の充実を図るなど、本人やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

(3) 刑事手続きに関わりをもった人

① 被疑者、被告人、受刑者

被疑者（捜査対象とされてはいるが、まだ起訴されていない者）や被告人（起訴されてはいるが、まだ、その裁判が確定していない者）は裁判により有罪であることが確定するまでは無罪なのです。被疑者には不当に身体拘束されない権利や、一定の条件のもとに国選弁護人選任制度などが、被告人には国選弁護人選任制度や迅速な裁判を受ける権利などが保障されています。

しかし、被疑者・被告人の諸権利が形式的なものになっているのではないかと、強い指摘もあり、より実質的な権利保障の在り方が議論されています。

受刑者は、一定の権利の制限はありますが、人間としての尊厳は当然守られるべきであり、看守による受刑者に対する不当な拘束や暴力は人権侵害の顕著な現れです。

こうした人々に対する偏見や差別意識をなくすために、関係機関と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、社会の根深い偏見などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人に真摯な更生意欲があったとしても、その社会復帰は厳しい状況にあります。刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けます。刑を終えて出所した人が真摯に更生し地域社会の一員として生活を営むためには、本人の更生意欲はもちろん、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めます。また、更生保護活動を行う民間団体等に対し支援を行います。

さらに、^(*)和歌山県地域生活定着支援センターを拠点に、高齢者または障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援します。

(4) ホームレス

失業や家庭問題等さまざまな要因により、自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には衛生状態が悪い、十分な食事をとることができないなど、「憲法」で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。またホームレスと地域社会との間にあつれきが生じたり、ホームレスへの暴力なども発生しています。

平成14年（2002年）には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。同法は、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定めています。また、平成15年（2003年）には同法に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、平成25年（2013年）には、平成24年（2012年）に行われたホームレスの実態に関する全国調査等の結果を踏まえ、この基本方針の一部改定が行われたところです。ホームレスに関する問題について県民の理解を得ながら、地域の実情に応じ、必要な施策を実施します。

（５） 性同一性障害者

^(*)性同一性障害者は、からだの性とこころの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、平成20年（2008年）には家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

性同一性障害者や障害に対する正しい認識が深まるよう啓発活動の推進に努め、偏見のない社会づくりを進めていきます。

（６） その他の人権課題

^(*)その他にも、患者の人権や色覚特性を持つ人の人権、アイヌの人々の人権、中国残留孤児やその家族の人権などに関する課題、北朝鮮当局による拉致問題

や医療技術の進展に伴う新たな問題発生懸念もあります。

今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題の状況に応じた取組を行っていきます。

第4章 施策の総合的な推進

1 人権行政の推進体制等の整備

(1) 県の推進体制

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、人権局が核となって総合的に施策を推進します。

人権施策の推進にあたっては、関係部局がこの基本方針を踏まえ、全庁的な推進組織である^(*)和歌山県人権施策推進協議会を中心に、関係部局の密接な連携を図ることにより、効果的な取組を進めます。

また、政策提言機能を有する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進を図ります。

(2) (公財)和歌山県人権啓発センターの充実

人権啓発センターは、人権文化創造のため、民間団体としての特質を活かしながら、人権に関する情報の収集・提供や人権啓発活動などを行うことを目的として設立されたものであり、同センターが核となって関係行政機関、企業やNPO等とのネットワークづくりを行うなど、人権教育・啓発活動を総合的に行う拠点としての役割を果たすことが求められています。

今後も、組織・機構の機能強化や人権に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保を図り、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した総合的な情報の収集と発信、さまざまな啓発手法の研究や関係機関・企業・団体との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施及び講師の派遣、人権に関するさまざまな相談への対応などの機能のより一層の充実を図ります。

(3) 国、市町村、関係団体等との連携

人権施策は国、県、市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。

このため、国（和歌山地方法務局）や和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山弁護士会など、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、国に対しては、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財政面

の適切な支援等の要請も行っていきます。

さらに、市町村は住民にとって最も身近な自治体であり、地域の実情に応じたきめ細かい人権施策を推進することが求められています。特に、近年、保護者等による児童虐待、配偶者等からの暴力などの家庭内の問題や、いじめなど、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害について、早期発見や救済に向けて地域住民の協力を得るための「気づき」や適切な対応を促すような、効果的な教育・啓発の実施が求められています。また、地域住民や^(*)人権擁護推進組織、NPO等との連携・協働により人権尊重のまちづくりに取り組むことが期待されます。

本県では、人権に関わる情報を市町村と共有し施策の連携を図るとともに、市町村独自の人権施策の方針等の策定や、人権意識の高揚、人権課題解決のための諸施策について必要な助言や財政面での支援に努めます。

(4) 県民、企業、NPO等との連携・協働

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、県民一人ひとりがその責任ある担い手として、主体的に社会のあらゆる分野において取り組むことが求められています。

保護者等による児童虐待、配偶者等からの暴力などの家庭内の問題や、いじめなど、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、さまざまな人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、今後さらに、県民や企業、NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進します。また、これらの自主的・主体的な活動を促進するため、人権に関する情報や活動及び学びの場の提供など、その支援の充実に努めます。

2 人権施策等の公表と基本方針の見直し

(1) 情報の収集と提供

この基本方針に則った人権施策が適正に遂行されるよう、随時、適切な方法により人権に関する実態の把握に努めます。

また、県民と協働して人権施策を推進するため、県が実施した人権施策について定期的に公表するほか、県民が意見を表明する機会を確保します。

(2) 施策の点検・評価

人権施策の実施状況やその効果を総合的かつ個別、分野ごとに点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

(3) 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて、適宜見直しを行います。